

[異常時通報連絡の公表文 (様式 1 - 1)]

伊方2号機低圧給水加熱器ドレンタンク2Aの水位変動について

20. 2 . 12
原子力安全対策推進監
(内線 2352)

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象		有 ・ 無
県の公表区分		[評価レベル -] A ・ B ・ C
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無
異常の概要	発生日時	20年 1月16日 11時10分
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備
		管理区域内 ・ 管理区域外
	種類	・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、その他

[異常の内容]

1月16日(水)11時45分、四国電力(株)から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1月16日(水)11時10分頃、通常運転中の伊方2号機において、低圧給水加熱器ドレンタンク2Aの水位制御機能に不調があることを保修員が確認した。
- 詳細は現在調査中である。
- 本事象によるプラント運転への影響及び環境への放射能の影響はない。

1月17日(木)13時50分、四国電力から、その後の調査結果について、次のとおり連絡があった。

当該タンクの水位制御機能を調査した結果、常用・バックアップ用の制御機能とも水位変動がみられたため、調整を行い、制御状態を確認し、当初の定期検査の予定どおり、1月17日(木)0時20分に送電を停止した。

停止操作中に当該タンクの水位変動が大きくなり、タンク出口のポンプが自動停止し、水位制御が常用からバックアップに切り替わったが、停止操作に影響はなかった。

水位検出配管の水を抜くための弁から空気の吸い込みがあり、水位制御に影響を与えていた可能性があることがわかった。

詳細は、今後定期検査中に調査する。

本事象による環境への放射能の影響はない。

県としては、八幡浜保健所の職員を伊方発電所に派遣し、状況等を確認しました。

(伊方発電所及び周辺の状況)

原子炉の運転状況	1号機	運転中(出力102%)	・ 停止中
	2号機	運転中(出力102%)	・ 停止中
	3号機	運転中(出力103%)	・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値	・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値	・ 異常値

(参考)

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（経済産業省原子力安全・保安院等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

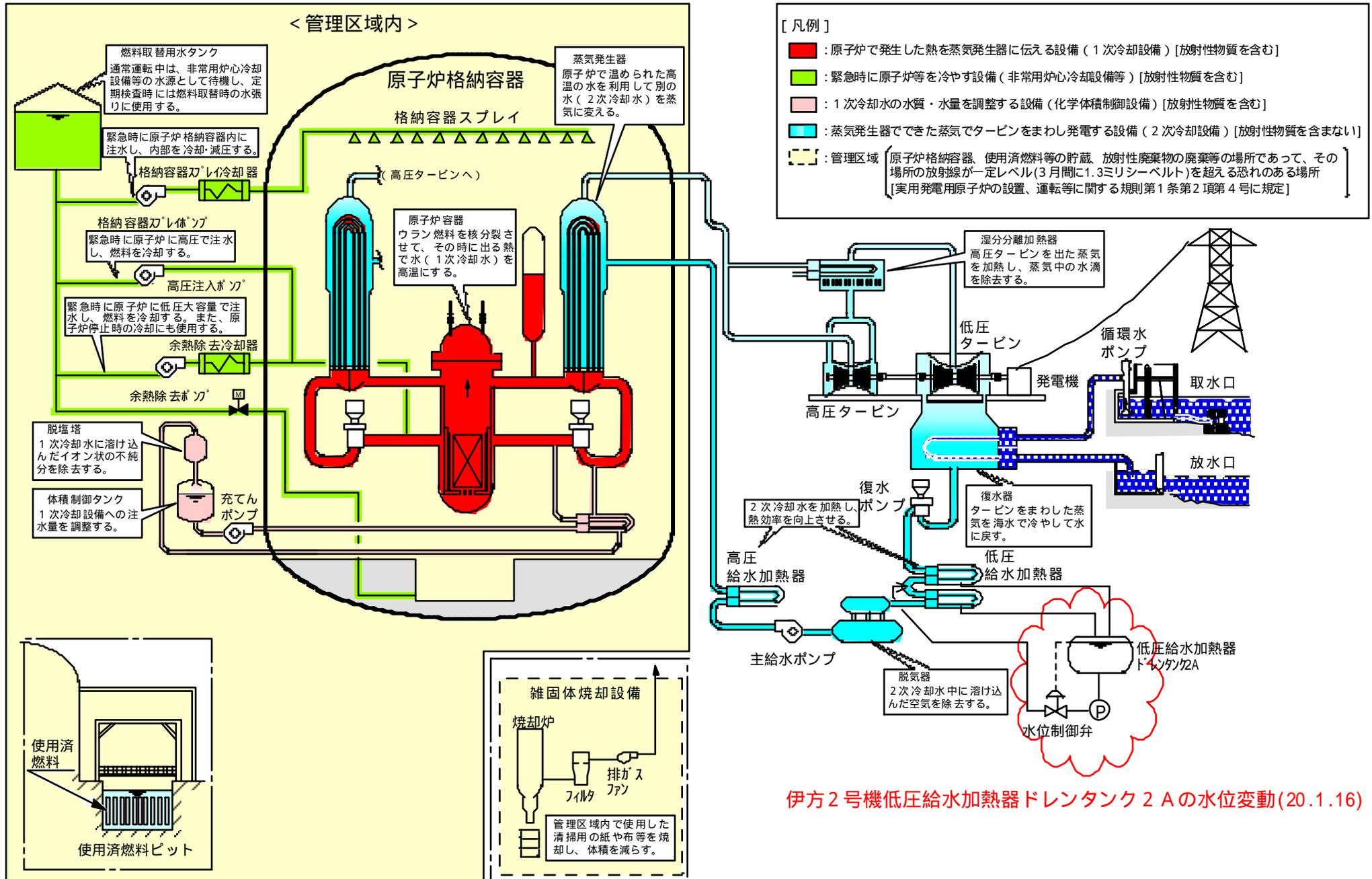
区分	内 容
A	安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） 社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） その他特に重要と認められる事態
B	管理区域内の設備の異常 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき その他重要と認められる事態
C	区分A，B以外の事項

3 管理区域内・管理区域外

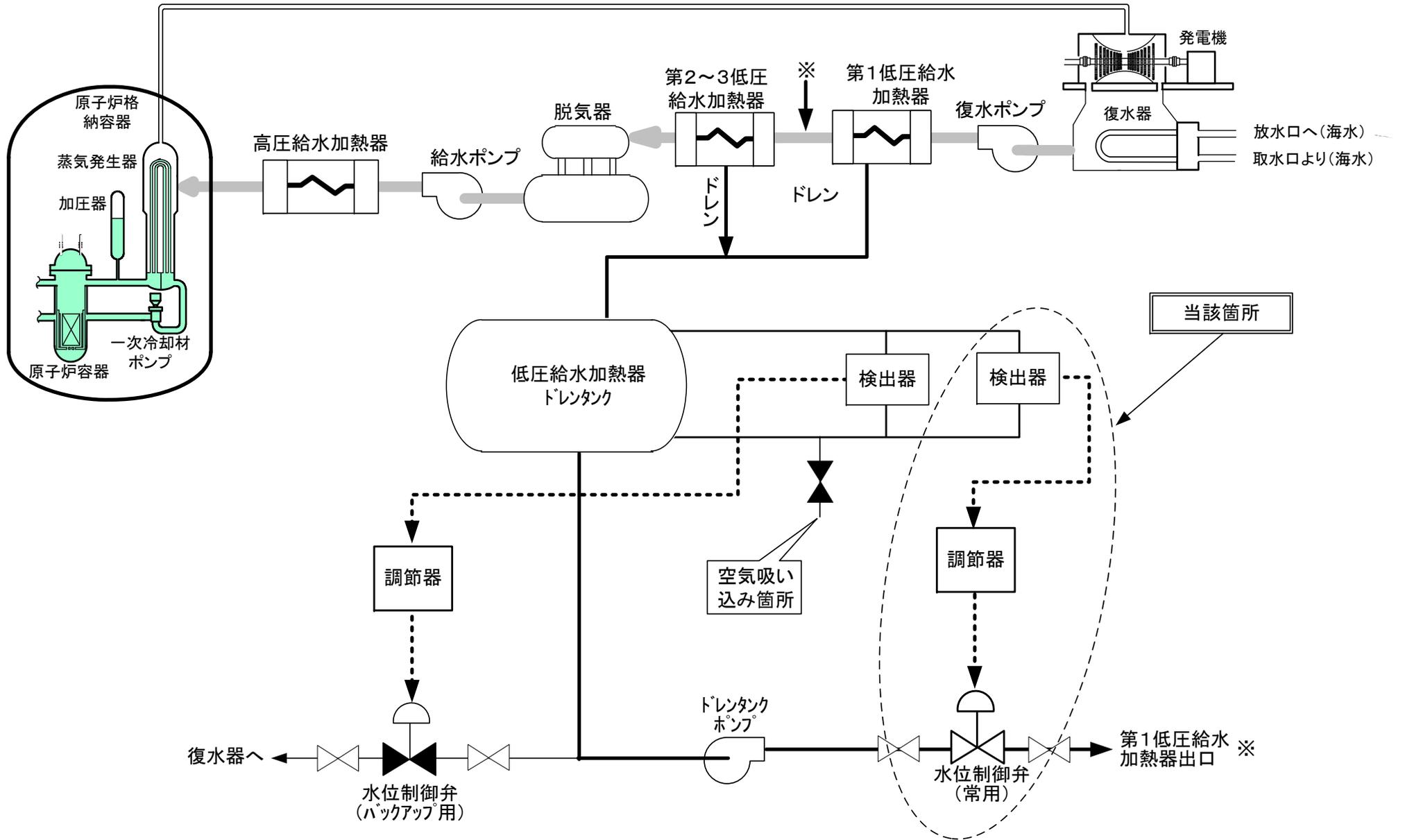
その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生 の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

伊方発電所 基本系統図



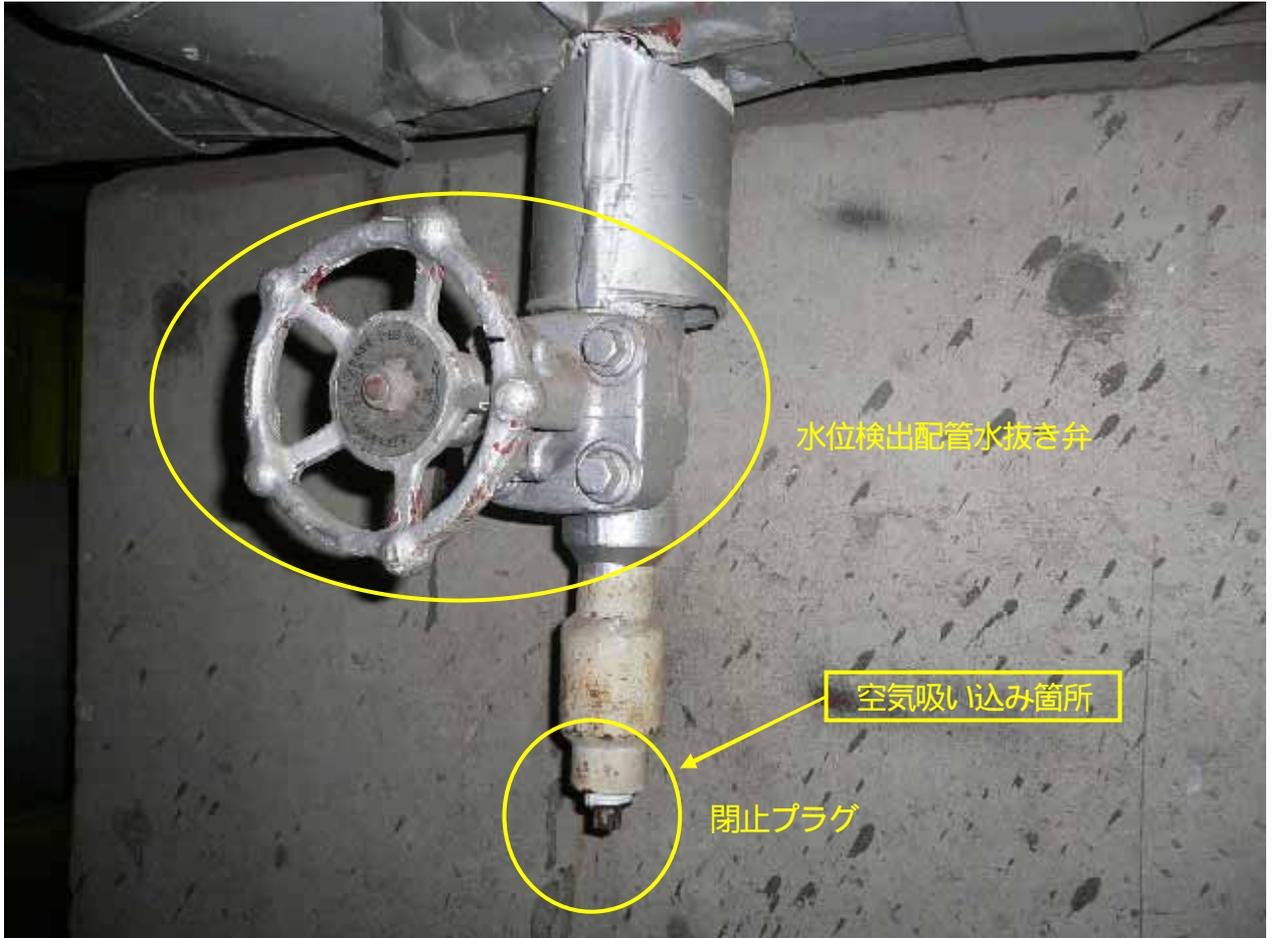
伊方2号機低圧給水加熱器ドレンタンク水位制御系統図





低圧給水加熱器ドレンタンク水位制御装置





用語の解説

給水加熱器

復水器からの復水（2次冷却水）を蒸気発生器へ供給する際に、適切な給水温度条件まで給水を加熱する熱交換器。加熱用の熱源には、タービン途中段からの抽気が用いられる。

一般に多段に設けられるが、復水器から主給水ポンプまでに設置されたものを低圧給水加熱器、主給水ポンプから蒸気発生器までに設置されたものを高圧給水加熱器という。

低圧給水加熱器ドレンタンク

低圧給水加熱器で生じたドレン水を回収するためのタンク

水位制御装置

低圧給水加熱器ドレンタンク内の水位を一定に保つため、常用とバックアップ用の2系統の水位制御装置が設置されており、水位検出器で検出した水位に応じて、水位制御弁が開閉する仕組みとなっている。

水位検出器

低圧給水加熱器ドレンタンク内の水位をフロートにより検出し、水位に比例した空気圧力信号を水位調節器に出力する。

調節器

空気圧力の信号を水位制御弁に出力し、弁開度を調節するためのもので、自動または手動で使用できる。自動の場合は、給水加熱器内の水位が調節器で設定した水位と一致するように、水位制御弁に弁開度を調整するための信号を出力する。手動の場合は、調節器を操作することにより、給水加熱器内の水位や調節器で設定した水位とは関係なく、水位制御弁を任意の開度に調整することができる。

周辺環境放射線調査結果

(県環境放射線テレメータ装置により確認)

平成20年1月16日(水)

(単位:ナノグレイ/時)

測定局	時刻	測定値(シンチレーション検出器)					平常の変動幅の最大値	
		10:50	11:00	11:10	11:20	11:30	降雨時	降雨時以外
愛媛県	モニタリングステーション(九町越)	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	4.1	1.8
	九町モニタリングポスト	2.4	2.4	2.3	2.4	2.4	4.6	2.4
	湊浦モニタリングポスト	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	3.5	1.6
	伊方越 モニタリングポスト	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0	4.1	2.1
	川永田 モニタリングポスト	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	4.6	2.6
	豊之浦 モニタリングポスト	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	3.9	1.3
	加周モニタリングポスト	2.7	2.6	2.7	2.7	2.7	4.3	2.3
	大成モニタリングポスト	2.1	2.1	2.2	2.2	2.1	3.6	2.3
四国電力(株)	モニタリングステーション	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	3.9	1.6
	モニタリングポストNo.1	1.5	1.5	1.6	1.5	1.6	4.1	1.6
	モニタリングポストNo.2	1.5	1.4	1.4	1.5	1.5	4.1	1.5
	モニタリングポストNo.3	1.4	1.4	1.5	1.4	1.5	4.2	1.4
	モニタリングポストNo.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.5	4.1	1.6

降雨の状況: 有・無

伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

(参考)

1 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力安全委員会の環境放射線モニタリング指針に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。

「平常の変動幅」は、過去2年間(平成15、16年度)の測定値を統計処理した幅(平均値±標準偏差の3倍)としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。

2 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(ミリシーベルト)に換算しています。

例えば、線量率約20ナノグレイ/時の地点では、1年間に約0.14ミリシーベルト(ミリはナノの100万倍を表す)の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合の4分の1程度の量です。

(放射線量の例)

